

足立区子ども食堂推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間団体等が行う地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供する子ども食堂の取組に対し、安定的な実施環境を整備し、地域に根差した活動を支援するとともに、子ども食堂の開催に加え、子ども食堂で調理又は用意した弁当や食材を取りに来た子どもやその保護者へ配布する取組（以下「配食」という。）及び子どもの自宅へ届ける取組（以下「宅食」という。）を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子ども食堂の取組を支援するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、子ども食堂とは、地域の子ども、その保護者等又は地域住民が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を設ける取組のことをいうものとする。

(補助対象団体)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 政治活動及び宗教活動並びに利用者に対する営業活動及び勧誘行為を行わないこと。
- (3) 営利目的の活動を行わないこと。ただし、子ども食堂を実施する場所において子ども食堂を利用しない者に飲食の提供を行う場合はこの限りでない。
- (4) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (5) 暴力団（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体ではないこと。
- (6) 団体の構成員が、暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当しないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象とする子ども食堂推進事業（以下「事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 原則として月に1回以上、定期的に子ども食堂を実施していること。ただし、子ども食堂を定期的に実施しないことについて合理的な理由があると区長が認める場合や配食及び宅食の実施回数については、この限りでない。
- (2) 子ども食堂の実施1回当たりの規模が子ども又はその保護者（以下「参加者」という。）があわせて10名以上参加できるものであること。ただし、配食や宅食の実施規模については、この限りでない。
- (3) 子ども食堂の実施場所が足立区内であること。
- (4) 子ども食堂実施時は、常時責任者を配置し、安全に配慮していること。

- (5) 事業の規模に応じて、必要な従事者が確保されていること。
- (6) 子ども食堂で提供する食事は、子ども食堂の従事者又は参加者が調理した栄養バランスのよいもの（献立の一部として市販の惣菜を提供する場合を含む。）であること。
- (7) 子どもに対する食事提供が原則無償であること。ただし、子どもに対する食事提供の対価が子ども1名1回当たり100円程度である場合は、この限りでない。
- (8) 事業実施時において、食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制をとること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、子ども食堂並びに配食及び宅食の実施に係る経費で別表に定めるものとする。ただし、人件費、子ども食堂実施者が団体運営に要する経費及び補助対象経費とすることが適当でないとして区長が認める経費については、補助対象外とする。

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額（以下「交付額」という。）は、次の各号を限度として予算の範囲内で区長が定める額とする。

- (1) 子ども食堂の実施に係る経費は年間48万円を限度とする。
 - (2) 配食及び宅食の実施に係る経費は年間72万円を限度とする。
 - (3) 新たな子ども食堂の立上げや支援の拡充に係る経費は年間50万円を限度とする。
- 2 子ども食堂の取組を年度途中から実施している場合、又は合理的な理由により実施しない月がある場合は、実施月数に応じて案分する。
- 3 交付額を算定するに当たり千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。
- 4 前3項の規定に関わらず、国、都、区、公社、民間団体等による同種の補助金の交付を受ける場合における補助金の額は、前3項に定める額から当該補助金の額を控除した額とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、補助金の交付決定日の属する年度の4月1日から当該決定日が属する年度の3月31日までとする。

（補助金の交付申請等）

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助対象団体（以下「申請団体」という。）は、足立区子ども食堂推進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区子ども食堂推進事業補助金 計画書（別記第1号様式-2）
- (2) 足立区子ども食堂推進事業 所要額内訳書（別記第1号様式-3）
- (3) 申請団体の定款又は規約
- (4) 構成員名簿

- (5) 営業許可証、給食届の写し等保健所へ適切な手続を行ったことがわかるもの
- (6) 保険の加入状況が確認できる書類
- (7) その他団体の概要、活動状況のわかるもの
(補助金の交付決定等)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の交付申請がされた場合には、申請に係る書類の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、補助金を交付することを決定したときは、足立区子ども食堂推進事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないことを決定したときは足立区子ども食堂推進事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助対象団体」という。）は、区長に速やかに足立区子ども食堂推進事業補助金概算払交付請求書（別記第4号様式）を提出し、概算払で補助金の支給を受けるものとする。

(遵守事項)

第11条 補助対象団体は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 子ども食堂の実施時、参加者に対し子ども・家庭の支援に関わる相談窓口を周知するよう努めること。また、参加者の生活状況を把握し、相談に応じるとともに、必要に応じてニーズに対応した関係機関につなげること。この場合において、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合はこども家庭支援センター等に対して速やかに通告を行うこと。
- (2) 区が開催又は関与する、子ども食堂や子ども・家庭の支援に関わる他の関係機関等との連絡会及び研修会に年1回以上参加すること。
- (3) 事業の開始前に保健所に相談し、指導・助言を求めること。
- (4) 参加する子どもの食物アレルギーの有無を確認すること。
- (5) 事故発生時の対応のため、保険に加入すること。
- (6) 事故発生時の対応方法や連絡体制をあらかじめ定めるとともに、従事者に周知徹底を図ること。
- (7) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる従事者等が業務上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて従事者等に周知徹底を図るなどの対策を講じること。

2 前項各号に規定するもののほか、区長は、第9条の規定による補助金の交付決定に際し、条件を付することができる。

(事業の変更等)

第12条 補助対象団体は、交付決定を受けた後において、当該決定を受けた事業から著しく逸脱しない範囲内で、当該事業の内容を変更する事ができる。

2 補助対象団体は、事業内容を変更するときは、足立区子ども食堂推進事業補助金変更申請書（別記第5号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

3 区長は、前項の規定により変更申請がされた場合には、当該変更申請に係る審査等を行い、改めて補助金交付の可否及び額を決定し、補助金の交付を承認した場合は、足立区子ども食堂推進事業補助金変更承認通知書（別記第6号様式）により、補助金の交付を承認しない場合は、足立区子ども食堂推進事業補助金変更不承認通知書（別記第7号様式）により、当該申請に係る団体に通知するものとする。

（事業の中止・廃止等）

第13条 補助対象団体は、交付決定を受けた後において、事業を中止し、又は廃止する場合は、足立区子ども食堂推進事業補助金中止・廃止申請書（別記第8号様式）を区長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の規定により中止・廃止申請を承認した場合は、足立区子ども食堂推進事業補助金中止・廃止承認通知書（別記第9号様式）により、当該申請に係る団体に通知するものとする。

（関係書類の整備等）

第14条 補助対象団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査するとともに、実施状況について調査することができる。

（財産の管理）

第15条 補助対象団体は、補助対象事業により取得した財産について、補助金の交付目的に従って、補助金の対象となった事業期間終了後においても適切に管理しなければならない。

（実績報告）

第16条 補助対象団体は、当該年度内の事業が完了したときは、足立区子ども食堂推進事業補助金の実績報告について（別記第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて速やかに区長に提出しなければならない。

- (1) 足立区子ども食堂推進事業補助金 実績報告書（別記第10号様式-2）
- (2) 足立区子ども食堂推進事業補助金 所要額内訳書（別記第10号様式-3）
- (3) 領収書及び納品書
- (4) その他区長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第17条 区長は、前条の規定により事業の完了の報告を受けた場合は、その内容を調査確認し、実施事業の活動状況及びこれに係る経費の支出が適正であると認められるものに対し、交付すべき補助金の額を確定し、子ども食堂推進事業補助金交付額確定通知書

（別記第11号様式）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助金の精算及び返還）

第18条 前条の通知を受けた補助対象団体は、子ども食堂推進事業補助金精算書（様式第12号）を区長に提出し、速やかに本補助金を精算しなければならない。

2 区長は、前条の規定により補助金の額の確定をした場合において、すでに交付された補助金額が補助金確定額を超える場合、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

第19条 区長は、補助対象団体が次の各号のいずれかに該当する場合は交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が補助を行うことを不相当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、足立区子ども食堂推進事業補助金交付決定取消通知書（別記第13号様式）により、補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条 区長は、第13条第2項及び前条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、あだち未来創造室長が定める。

付 則（31足政副子発第526号 令和元年11月8日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

付 則（3足政子発第412号 令和3年8月25日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則（4足政子発第661号 令和4年9月8日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則（4足政子発第887号 令和4年11月10日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

付 則（6足政子発第1368号 令和7年3月17日 区長決定）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則（7足政子発第879号 令和7年10月31日 区長決定）

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表

項目	対象経費
需用費	事業に利用する消耗品費（調理器具、収納用品、食器類、日用品類、事務用品等）、子ども食堂の案内のためのパンフレット等印刷物、光熱水費、食材費

	※光熱水費について、自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
使用料及賃借料	会場の賃料、車両の賃借料 ※自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
役務費等	通信費、郵便代、保険料、食材の運搬に係る交通費（スタッフの出勤のための交通費は含まない。） ※自宅や店舗等が実施場所の場合等、子ども食堂の取組分としての金額が明確でない場合、開所時間分で按分する等の方法で算出すること。
設備整備費等	冷蔵庫やワゴン車のリース、デリバリーカーターの購入等、新たな子ども食堂の立上げや支援の拡充に必要となる設備整備等に要する経費

備考

- 1 人件費及び子ども食堂事業者が団体運営に要する経費については補助対象外とする。
（例）団体を運営するための経費や個人的な支出等
- 2 第6条第1項第1号及び第2号に定める経費は需用費、使用料及賃借料、及び役務費等とし、同項第3号に定める経費は設備整備費等とする。